

返還期限猶予（延滞据置）の証明書一覧

マイナンバーの提出により、証明書を省略できる場合があります。
 ただし、過去における延滞期間を併せて申請する場合で、マイナンバーを用いて照会しても情報が確認できない期間については、証明書を提出ください。
 （※マイナンバー制度導入前の情報照会できません。マイナンバーによる情報照会に対応する年度は、各願出の事由の『マイナンバーによる証明書の省略』項目の注釈をご確認ください。）
 ただし、情報連携を利用しても必要な情報が取得できない場合は証明書を提出していただく場合もあります。

※各種証明書は、「コピー」と記載がないものは全て「**原本**」が必要です。また、下記証明書の他、**追加資料**が必要になる場合があります。

願出の事由	証明書の種類	マイナンバーによる証明書の省略	証明書発行者	猶予期間
1. 傷病	① 診断書(最近2か月以内発行) ※「就労困難であること」の記載があること。 ※「就労困難である期間」の記載があること。 ※加療開始時期から現在までも就労困難である場合は、 加療開始時期（又は発症時期）から「現在も就労困難」という記載があること。 ※上記内容を医師に追記してもらう場合は、追記日・担当医署名が必須。 【希望猶予期間中に就労している場合】 ② 上記①に併せ、「経済困難」の証明書(下記「5. 経済困難」を参照) 【休職している場合】 ③ 上記①に併せ、 「経済困難」の証明書(下記「5. 経済困難」を参照)と、休職証明書(休職中の給与と休職期間明記) ※休職中の給与の記載がない場合、及び休職期間については、 下記「5. 経済困難 ⑥休職証明書」の※をご覧ください。	①× ②「経済困難」参照 ③×	①医師・病院長 ②市区町村長 ③勤務先	当該事由が継続する期間。
2. 生活保護受給中	生活保護受給証明書(最近2か月以内発行) ※マイナンバーによる証明書の省略について ・2016年1月以降の生活保護適用期間を証明する場合のみ、証明書の省略可。 （それ以前の期間も含めて猶予申請する場合は証明書の提出が必要） ・願出の期間に応じた情報照会結果が得られない場合は、改めて証明書の提出をお願いする場合があります。	△ ※2016年1月以降の証明書のみ省略可	社会福祉事務所長	
3. 災害	【罹災月から12か月以内】 ①罹災証明書 【罹災月から13か月以降】 ①罹災証明書 と、②「経済困難」の証明書(下記「5. 経済困難」を参照) ※当該災害に伴う避難勧告もしくは指示により、帰宅できない、又は立ち退きにより自宅に居住できない状況が継続している場合は、①罹災証明書のみで審査可能	①× ②「経済困難」参照	①市区町村長・消防署長 ②市区町村長	当該災害の発生から原則5年後までの時期が限度。
4. 産前休業・産後休業及び育児休業	① 休業証明書(休業中の給与・休業期間・休業事由が明記されたもの) と ②「経済困難」の証明書 ※休業中の給与の記載がない場合、及び休業期間については、 下記「5. 経済困難 ⑥休職証明書」の※をご覧ください。	①× ②「経済困難」参照	①勤務先 ②市区町村長	当該事由が継続する期間。
5. 経済困難	延滞据置猶予を願い出る期間毎に対応する、収入・所得金額を証明する、それぞれの年の ① 所得証明書 又は ② 市・県民税(所得・課税)証明書 (収入金額又は所得金額が明記されているもの。課税額のみは不可) 又は ③ 住民税非課税証明書 ※証明書はそれぞれの年の1月1日現在に住民登録のあった市区町村役場で発行されます。 ※願い出る期間に対応する証明書の年度は裏面を参照。 【上記①②の証明書において、最新年度の金額が収入・所得基準(裏面参照)を超えているが、現在減収している場合】 希望猶予期間の開始年度に対応する所得証明書(又は市・県民税(所得・課税)証明書)が発行されるまでは、今後1年間の推定年収による減収審査が可能です。 上記①②に併せて、下記④～⑦のいずれかを提出してください。 【猶予希望期間の推定年収が基準額以下の場合の追加証明書】 ④～⑦のいずれか1点 1 減収による場合 ④直近連続3か月分の給与明細コピー 又は 給与証明書 又は 勤務先による減収の証明書(見込み可) (勤務先が2か所以上あるときは全て同一月のもの) (事業所名・奨学生本人氏名・支給年月・支給総額が明記されたもの) ⑤奨学生本人の収入がわかる帳簿、直近連続3か月分のコピー 又は 奨学生本人の収入見込み額連続3か月がわかる帳簿 (自営業等の場合に限り有効。会計ルールに則った会社名(個人名)、年月、月毎の収入・支出の内訳・合計額が明記された帳簿が必要) 2 減収の理由が休職による場合 ⑥休職証明書(休職中の給与・休職期間が明記されたもの) ※休職中の給与の記載がない場合は、休職中給与がわかる就業規則や契約書等のコピーも併せて必要。 ※休職証明書の休職期間については、以下(1)～(3)のいずれかが明記されていること。 (1)休職期間の「開始日」と「終了日」 (2)終了日が確定していない場合は、「開始日」と「予定の終了日」 (3)終了日が未定の場合は、「開始日」と「現在休職中であること及び休職期間の終了日は未定のため記載できない」と明記されていること。 3 無給の場合 ⑦被扶養者であることがわかる健康保険証、マイナポータル健康保険証等情報画面又は資格確認書のコピー(国民健康保険証は不可) ※保険者番号、被保険者等記号・番号及び二次コードは、読み取れないよう黒塗り(マスキング)してください。 ※上記⑦が提出できず、失業して無給になった場合は、雇用保険受給資格者証(求職活動記録面含む)コピー(願出月から6か月以内の失業に限る)	①△ ②△ ③△ ※2020年度以降の証明書のみ省略可 ④× ⑤× ⑥× ⑦△ ※マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていれば省略可。	①②③ 市区町村長 ④勤務先 ⑥勤務先 ⑦保険者 (※職業安定所長)	取得年数制限あり事由を通算して10年が限度。 ※給付奨学金の返還の場合、10年の上限はありません。



・診断書・生活保護受給証明書・休職(業)証明書・罹災証明書は、記載された期間を1枚の証明書で審査できます。
 ・延滞据置猶予を願い出る期間が1年以上になる場合は、「奨学金返還期限猶予願(延滞据置)」は1年毎に記載が必要です。

返還期限猶予(延滞据置)の証明書一覧

【参考】猶予希望開始年月と「5. 経済困難」の証明書年度との関係

返還期限猶予(延滞据置)開始年月	猶予希望期間	証明書年度	証明されている年	マイナンバー提出による証明書の省略可否
令和6(2024)年1月～12月	から始まる12か月以内	令和6(2024)年度	令和5(2023)年分	省略可 (証明書の提出不要)
令和5(2023)年1月～12月		令和6(2024)年度	令和5(2023)年分	
令和4(2022)年1月～12月		令和5(2023)年度	令和4(2022)年分	
令和3(2021)年1月～12月		令和4(2022)年度	令和3(2021)年分	
令和2(2020)年1月～12月		令和3(2021)年度	令和2(2020)年分	
令和1(2019)年1月～12月 (平成31年)		令和2(2020)年度	令和1(2019)年分 (平成31年分)	
平成30(2018)年1月～12月	から始まる12か月以内	令和1(2019)年度 (平成31年度)	平成30(2018)年分	省略不可 (証明書の提出必要)
平成29(2017)年1月～12月		平成30(2018)年度	平成29(2017)年分	
平成28(2016)年1月～12月		平成29(2017)年度	平成28(2016)年分	
平成27(2015)年1月～12月		平成28(2016)年度	平成27(2015)年分	
平成26(2014)年1月～12月		平成27(2015)年度	平成26(2014)年分	
平成25(2013)年1月～12月		平成26(2014)年度	平成25(2013)年分	
平成24(2012)年1月～12月		平成25(2013)年度	平成24(2012)年分	
平成23(2011)年1月～12月		平成24(2012)年度	平成23(2011)年分	
平成22(2010)年1月～12月		平成23(2011)年度	平成22(2010)年分	
平成21(2009)年1月～12月		平成22(2010)年度	平成21(2009)年分	
平成20(2008)年1月～12月		平成21(2009)年度	平成20(2008)年分	
⋮		⋮	⋮	

◆経済困難の認定にあたっての収入・所得金額の基準◆

※収入・所得金額が基準の金額以下でも、本人の世帯人数や収入支出の状況によっては、追加の証明書類等を求める場合や、引き続き返還をお願いする場合がありますのでご留意願います。

○給与所得者の場合……………年間収入金額(税込)が200万円以下が基準

○給与所得者以外の場合……年間所得金額(必要経費等控除後)が130万円以下が基準

※傷病の場合で就労している場合(休職中も含む)、災害(罹災から13か月以降の場合)、産前・産後及び育児休業中の場合も上記収入・所得金額以下となる場合に延滞据置猶予が適用されます。

※ 外国居住で低所得による場合は対象外となります。

◎詳しくはホームページ等をご覧ください。

奨学金返還期限猶予のホームページ https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yuyo/index.html